

生活排水処理基本計画の令和3年度取組状況と評価及び今後の取組内容について

別紙3

基本方針 基本施策	取組指標	施策事業	取組方針	今年度の取組内容	評価	課題	令和4年度の取組内容								
【 基 本 施 策 推 進 1 】 【 基 本 方 針 1 】 生 活 排 水 处 理 施 設 整 備 の 推 進 と 効 率 的 な 運 営 管 理	◆生活排水処理人口普及率(%)◆ <table border="1"> <tr> <td>基準値 (R1)</td><td>実績値 (R2)</td><td>見込値 (R3)</td><td>短期目標 (R7)</td></tr> <tr> <td>98.6</td><td>99.1</td><td>99.4</td><td>100</td></tr> </table> 評価 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進を着実に進めた結果、取組は順調に進んでいる。	基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)	98.6	99.1	99.4	100	(1) 公共下水道の整備推進	◆公共下水道事業計画区域における令和7年度の管きよ整備の概成を目指すため、関連事業である土地区画整理事業との連携等により、未整備地区的計画的かつ効率的な整備を推進する。	・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区において、計画的に整備を実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報を共有し、効率的に整備を実施	・土地区画整理事業地区や上河内地区、河内地区の整備を着実に実施することができた。 ・土地区画整理事業や道路事業と調整を図り、効率的に整備を実施することができた。	・遅延することなく効率的に下水道整備を推進するため、今後も引き続き、各事業機関との連携を密に図り、情報共有に努める必要がある。	・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区において、計画的に整備を実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報を共有し、効率的に整備を実施
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)											
98.6	99.1	99.4	100												
【 基 本 施 策 促 進 1 】 【 基 本 方 針 2 】 接 続 工 事 の 推 進 と 効 率 的 な 運 営 管 理	◆生活排水処理率(%)◆ <table border="1"> <tr> <td>基準値 (R1)</td><td>実績値 (R2)</td><td>見込値 (R3)</td><td>短期目標 (R7)</td></tr> <tr> <td>95.7</td><td>96.0</td><td>96.3</td><td>98.1</td></tr> </table> 評価 未接続世帯の戸別訪問による集中的な指導の実施により、取組は順調に進んでいる。	基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)	95.7	96.0	96.3	98.1	(2) 合併処理浄化槽の整備推進	◆浄化槽で整備する区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図る。	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施 【転換促進】 ・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・市・上下水道局・農業委員会の各広報紙やリーフレットなど様々な媒体を活用して周知を実施した。 ・浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。 【転換促進】 ・単独処理浄化槽や汲み取りトイレを使用している世帯に対し、合併処理浄化槽の未設置理由など世帯の状況に応じた補助制度の説明をするなど、効果的な啓発に継続して取り組む必要がある。	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発に継続して取り組む必要がある。 【転換促進】 ・転換促進チラシや保守点検業者、指定検査機関を活用した補助制度の周知の実施	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施 【転換促進】 ・転換促進チラシや保守点検業者、指定検査機関を活用した補助制度の周知の実施
基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)												
95.7	96.0	96.3	98.1												
【 基 本 施 策 管 理 1 】 【 基 本 施 策 管 理 2 】 接 続 工 事 の 推 進 と 効 率 的 な 運 営 管 理	◆農業集落排水処理施設への接続促進(%)◆ <table border="1"> <tr> <td>基準値 (R1)</td><td>実績値 (R2)</td><td>見込値 (R3)</td><td>短期目標 (R7)</td></tr> <tr> <td>95.7</td><td>96.0</td><td>96.3</td><td>98.1</td></tr> </table> 評価 未接続世帯の戸別訪問による集中的な指導の実施により、取組は順調に進んでいる。	基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)	95.7	96.0	96.3	98.1	(3) 生活排水処理施設への接続促進	◆公共用水域の水質保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する周知啓発及び戸別訪問により、接続促進に取り組む。	【公共下水道への接続促進】 ・新規整備地区を対象とした、戸別訪問時の工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 ・下水道接続のメリットをわかりやすくアピールしたり、ハウスメーカーや指定工事店など民間との協力体制による接続促進策の実施 ・公共下水道へ接続せず、浄化槽を15年以上使用している者に対する集中的な訪問指導の実施 【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・未接続世帯を対象として、啓発文書を配付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知	【公共下水道への接続促進】 ・新規整備地区対象者へ、戸別訪問による工事前説明を実施し、下水道接続の接続義務やメリットなどの理解促進を図った。 ・15年以上浄化槽を使用している世帯などに対し、集中的な指導を実施した。 ・次年度以降の事業の方向性を検討するため、下水道接続者を対象としたアンケート調査を実施した。 【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・受益者名簿とともに、未接続世帯への戸別訪問を実施した。	【公共下水道への接続促進】 ・未接続者のほとんどは浄化槽を使用しており、既に排水処理ができているため下水道の接続指導を受け入れてもらえないことから、接続のメリット等を具体的に説明し、指導することが必要となる。 【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・施設整備当初からの受益者のうち、長期間接続しない世帯や更地のまま土地を保有している世帯が残っている状況にあるため、戸別訪問などにより、計画的かつ継続的に接続指導や現地調査を行っていく必要がある。	【公共下水道への接続促進】 ・新規整備地区を対象とした、戸別訪問時の工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 ・ハウスメーカーや指定工事店など民間との協力体制による接続促進策の実施 ・公共下水道へ接続せず、浄化槽を15年以上使用している者に対する集中的な訪問指導の実施 ・アンケート調査結果の分析・検討による、より効果的な戸別訪問先の選定・訪問指導の実施 【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・未接続世帯を対象として、啓発文書を配付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知
基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)												
95.7	96.0	96.3	98.1												
【 基 本 施 策 管 理 1 】 【 基 本 施 策 管 理 2 】 接 続 工 事 の 推 進 と 効 率 的 な 運 営 管 理	◆浄化槽法第11条検査受検率(%)◆ <table border="1"> <tr> <td>基準値 (R1)</td><td>実績値 (R2)</td><td>見込値 (R3)</td><td>短期目標 (R7)</td></tr> <tr> <td>72.1</td><td>72.4</td><td>74.9</td><td>81.9</td></tr> </table> 評価 浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付し、受検率が上昇したことから、取組の効果が現れている。	基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)	72.1	72.4	74.9	81.9	(4) 生活排水処理施設の統廃合等の推進	◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合を推進するとともに、設備の更新や修繕による長寿命化を推進する。	・公共下水道に接続する平出・下平出・柳田地区の3施設について、接続に向けた止水対策工事等の実施 ・接続に向けて検討していく施設について、安定的な処理を継続するため改築・更新計画に基づく長寿命化の実施	・今年度予定していた平出・下平出地区の本管、取付管の止水対策工事を実施した。 ・接続に向けて検討していく施設については、県の広域化・共同化計画策定調査業務において、瑞穂野地区の3施設の接続検討を行った。	・瑞穂野地区の3施設の検討結果を踏まえ、令和7年度以降の接続スケジュールを検討していく必要がある。(次回検討予定期7年度)	・柳田地区的止水対策工事と令和3年度に実施した平出・下平出地区的止水対策工事の評価の実施
基準値 (R1)	実績値 (R2)	見込値 (R3)	短期目標 (R7)												
72.1	72.4	74.9	81.9												
【 基 本 施 策 管 理 1 】 【 基 本 施 策 管 理 2 】 接 続 工 事 の 推 進 と 効 率 的 な 運 営 管 理	(5) 合併処理浄化槽の適正管理の推進	◆市や保守点検業者などが保有する維持管理情報を一元化した浄化槽台帳を準備し、浄化槽法で定められている水質検査の受検率向上や、浄化槽の維持管理状況に応じた的確な指導に取り組む。	・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施 ・適正管理に向けた浄化槽台帳の整備	・通知内容を未受検者の過去の受検状況にあわせて見直したことにより問い合わせが増え、受検率は昨年度を上回る見込みである。(R2 : 72.4%→R3 : 74.9%) ・通知の送付により、浄化槽の廃止状況を的確に把握することができた。 ・環境省が作成する浄化槽台帳システムに合わせて、必要となる法定検査情報や維持管理情報の整理	・過去の法定検査の受検状況や、公共下水道へ接続したことによる浄化槽の廃止状況などを的確に把握し、効果的かつ効率的な受検促進を行う必要がある。	・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施 ・適正管理に向けた浄化槽台帳の整備									

生活排水処理基本計画の令和3年度取組状況と評価及び今後の取組内容について

別紙3

基本方針 基本施策	取組指標	施策事業	取組方針	今年度の取組内容	評価	課題	令和4年度の取組内容
【基本方針2】し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	◆し尿・浄化槽汚泥処理量◆(kl/日)	(6) 安定した収集運搬の実施	◆収集運搬量の変動に対応しながら、し尿については全市業務委託、浄化槽汚泥については許可業者による、効果的で効率的な収集運搬を実施する。	【し尿の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬の実施・川田水再生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の一体処理に伴う、委託事業者の搬入量調整等の指導監督	【し尿の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・全市域において、円滑なし尿収集運搬業務を実施した。・作業効率や安全性、衛生面を考慮した適正なし尿収集運搬を実施した。	【し尿の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・将来における収集量の減少を踏まえた効果的で効率的なし尿収集運搬体制の検討する必要がある。	【し尿の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬の実施
				【浄化槽汚泥の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・許可業者による効果的で効率的な収集運搬の実施	【浄化槽汚泥の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・許可業者による効果的で効率的な収集運搬の実施・許可業者による効果的で効率的な収集運搬の実施	【浄化槽汚泥の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・許可業者による効果的で効率的な収集運搬の実施	【浄化槽汚泥の収集運搬】 <ul style="list-style-type: none">・許可業者による効果的で効率的な収集運搬の実施
	評価 汲取り世帯の生活排水処理施設への接続や人口減少により、将来的にし尿・浄化槽汚泥処理量は減少していく見通しがあるが、今年度はコロナ禍により在宅時間が増えたことにより、昨年度よりも処理量が多くなる見通しだ。	(7) 安定した中間処理の実施	◆収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、受入施設を適正に維持管理し、効果的で効率的な中間処理を実施する。	・令和3年10月の全量受入開始に伴うし尿・浄化槽汚泥の受入量増加を踏まえた、受入施設や汚泥処理施設の適正な維持管理の実施	・川田水再生センターと一体的に行う効率的な維持管理により、東横田清掃工場の廃止スケジュールに合わせた浄化槽汚泥等の段階的な受入れ量増加や令和3年10月からの全量受入れにおいても、問題なく中間処理を実施することができている。	・今後も浄化槽汚泥等の適正処理を推進するため、受入施設や汚泥処理施設を適正に維持管理していく必要がある。	・適切な点検管理による受入施設や汚泥処理施設の適正な維持管理の実施
【基本最終施策処分2】3	◆し渣焼却灰埋立量◆(t/年)	(8) 安定した最終処分の実施	◆中間処理工程で発生したし渣焼却灰について、適正かつ安定した最終処分を実施する。	・東横田清掃工場から発生する汚泥・し渣及び川田水再生センター浄化槽汚泥等受入施設から発生するし渣を、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を実施	・東横田清掃工場及び川田水再生センター浄化槽汚泥等受入施設から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク下横倉において適切に埋立処分することができる。 なお、浄化槽汚泥等受入施設での一括処理への完全移行に伴い、東横田清掃工場は令和3年9月30日をもって、し尿等の受入が終了した。	・今後も適正かつ安定した最終処分を実施する必要がある。	・川田水再生センター浄化槽汚泥等受入施設から発生するし渣を、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を実施